滝野川第三小学校火災に係る安全対策検証会議設置要綱

８北危防第２０２８号
令和８年９月１７日区長決裁

（設置及び目的）

第１条　令和８年６月に発生した滝野川第三小学校の火災を契機として、学校施設における避難安全、防火管理、施設の管理及び運用、危機管理並びに児童、保護者及び教職員への支援のあり方について、専門的かつ実務的な観点から検証し、区立学校における安全管理体制の強化及び再発防止策の策定を目的として、滝野川第三小学校火災に係る安全対策検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。なお、本検証会議は、個人の責任追及を目的とせず、組織的な課題の整理及び再発防止策の検討を目的とするものである。

（所掌事務）

第２条　検証会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）学校施設における避難安全に関すること。

（２）学校施設の管理及び危機管理体制に関すること。

（３）火災発生後の対応に関すること。

（４）区立学校における安全管理体制及び再発防止策に関すること。

（５）前四号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　検証会議は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）教育、防災、消防その他関係分野の専門家
（３）その他区長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱した日から検証会議の所掌事務が終了する日までとする。

（座長）
第５条　検証会議に座長を置く。
２　座長は、委員の中から互選により定める。
３　座長は、検証会議を代表し、会務を総理する。

（会議）
第６条　検証会議は、第一回は区長が招集し、第二回以降は座長が招集する。
２　検証会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　検証会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
４　座長は、必要があると認めたときは、検証会議の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
５　検証会議の議事は非公開とする。

（部会）
第７条　検証会議は第２条に掲げる事項について詳細に検討するため、必要に応じて、部会を設置することができる。
２　部会の設置及び検討事項は、座長が検証会議に諮って定める。
３　部会の構成その他の運営に必要な事項は、座長が定める。

（庶務）

第８条　検証会議の庶務は、危機管理室防災・危機管理課が担当する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、危機管理室長が定める。

付　則

この要綱は、令和８年９月１７日から施行する。